

# 吉野町子ども・子育て支援事業計画

## 骨子案

平成 26 年 7 月  
吉野町



# 目次（構成案）

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系
- 5 教育・保育提供区域の設定

## 第3章 子育てを取り巻く状況

- 1 人口、世帯の状況
- 2 就労の状況
- 3 ニーズ調査結果の概要
- 4 子育て支援施策の実施状況

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

主要課題(1)地域における子育て支援サービスの充実

主要課題(2)保育サービスの充実

主要課題(3)預かり保育の充実

## 第5章 計画の目標値等

- (1)教育・保育の量の見込みとその確保策
- (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策
- (3)その他の関連指標

## 第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
  - (1)庁内における各部署の連携強化
  - (2)関係機関や町民との協力
  - (3)国・県との連携
- 2 計画の点検・評価に向けて

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、吉野町でも平成 17 年 3 月に「吉野町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、国では少子化が依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、吉野町においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「吉野町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、町内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「吉野町次世代育成支援対策地域行動計画」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や子ども・子育て会議などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「吉野町第4次総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、町内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

(趣旨)

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、子どもたちが楽しく、安心して幸せに過ごすことは私たち地域全体の願いです。吉野町では平成22年3月に「吉野町次世代育成支援後期行動計画(親と子のしあわせづくりプラン)」を策定しました。次世代育成支援の新たな方向性と子育て家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応した地域が一体となった子育てを支援し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことを目標に施策を進めてまいりました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている親(保護者)もいます。親自身は周囲の様々な支援を受けながら、子どもと一緒に成長していくものであり、地域全体でいわゆる「親育ち」の過程を支援し、子どもも親も安心して、楽しく、幸せに子育てができる環境が求められています。

また、これから親となる若い世代の、子どもを産み育てたいという希望がかない、結婚や出産、子育てに夢や希望をもてるようにしていくことも大切です。

子どもの育ちにおいて幼児期の教育及び保育は、たくさんの人との関わりを通じて徐々に人間関係を広げ、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われ人格形成の基礎を養う重要な時期です。また、小学校就学後の学童期は心身の成長の最も著しい時期であり、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期になります。こうしたことから、子ども一人一人がかけがえのない個性を持った存在として認められ、自己肯定感をもって育まれる環境を整えることが社会全体の責任です。

「(仮称)吉野町子ども・子育て支援事業計画」では保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合うまちづくりを目指します。また、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実させるとともに、子どもはもとより、親の自立性・自主性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてるように支援していきます。町中に子どもたちの笑顔があふれることは、親を含めたすべての人たちに笑顔をもたらします。子育ての喜びと幸せに満ちた吉野町を目指し、基本理念を下記のとおり設定します。

- 案① みんなで支え つながり 笑顔が輝くまち 吉野
- 案② 豊かな自然に広がる笑顔 子育て親育てのまち 吉野
- 案③ 子どもたちの笑顔があふれるまち 吉野
- 案④ 吉野で育てよう たくましく生きる力を

## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

### **視点1 子どもの幸せを第一に考える**

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

### **視点2 すべての子育て家庭を支援する**

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

### **視点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の実現を促す**

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

### **視点4 地域社会全体で子育てを支える**

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。



## **視点5 地域の社会資源を活用する**

本町には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

## **視点6 サービスの量と質を確保する**

行政サービスは、ただ町民に提供すればよいというわけにはいきません。特に、サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。

## **視点7 地域の実情に応じた取り組み**

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、町の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図る歳にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していく必要があります。

## **視点8 次代の担い手づくり**

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

### 3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 子育てを支援する地域づくり
- 基本目標 2 親と子どもの健康づくり
- 基本目標 3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり
- 基本目標 4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり
- 基本目標 5 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 基本目標 6 保護の必要な子どもへの支援づくり

#### 基本目標 1 子育てを支援する地域づくり

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

#### 基本目標 2 親と子どもの健康づくり

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

### **基本目標 3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり**

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

### **基本目標 4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり**

子どもを安心して産み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

また、交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

### **基本目標 5 仕事と子育てを両立できる環境づくり**

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組めます。

### **基本目標 7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり**

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

## 4. 施策の体系（要調整）

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 子育てを支援する地域づくり	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実 ④各種経済的支援
	(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供
	(3)子どもの居場所づくり	①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実
2 親と子どもの健康づくり	(1)子どもと親の健康の確保	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実
	(2)健康な生活習慣・食育の推進	①食に関する体験学習等の充実 ②健康的な生活習慣の確立への啓発 ③思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	(1)学校教育環境の充実	①教育方法と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり ⑤幼児期の教育・保育の一体的提供
	(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
	(3)児童の健全育成の取り組み	①学童保育・子どもの居場所づくり ②体験活動等の充実 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり
	(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅等の確保
	(3)交通安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進
	(4)犯罪等の被害から守る活動	①犯罪の起こりにくい、まちづくり
	(5)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実
5 仕事と子育てを両立できる環境づくり	(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②事業主への啓発活動／行政機関内部での支援の徹底 ③女性の再就職の支援
6 保護の必要な子どもへの支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
	(3)障がい児施策の充実	①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実

※今後の事業内容の検討により変更する場合があります。

## 5. 教育・保育提供区域の設定

### (未定)

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定します。

町全域を1区域とする場合はその旨を記載します。

教育・保育提供区域は、①教育・保育施設、②地域型保育事業、③地域子ども・子育て支援事業の区域としてそれぞれ設定する必要があります。(広域型の事業においては、事業ごとに定めることも可能とされています。)

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

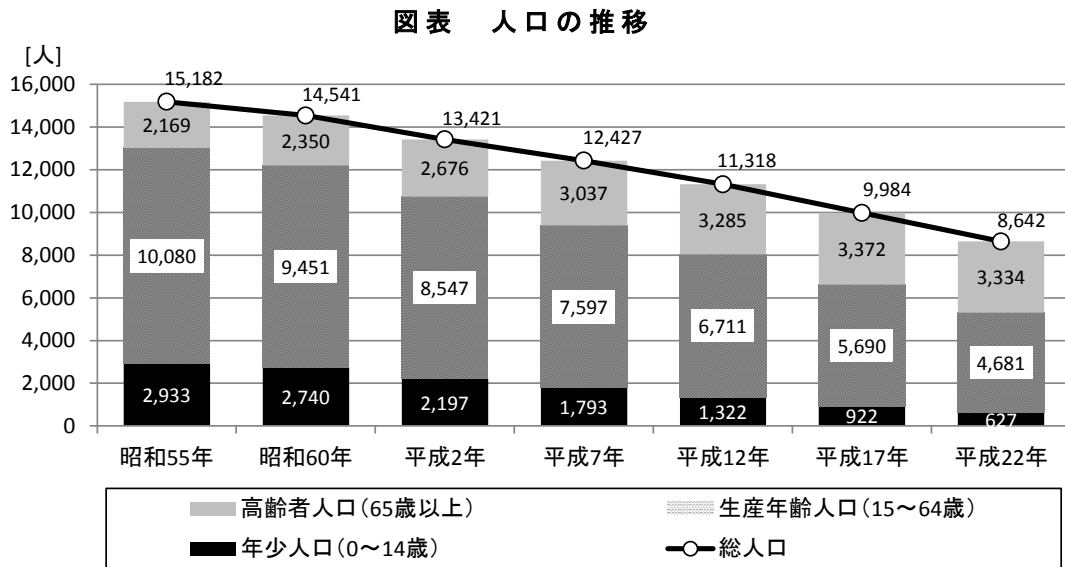
**※ここまでを骨子案とし、次ページ以降は参考ページ。**

# 第3章 子育てを取り巻く状況

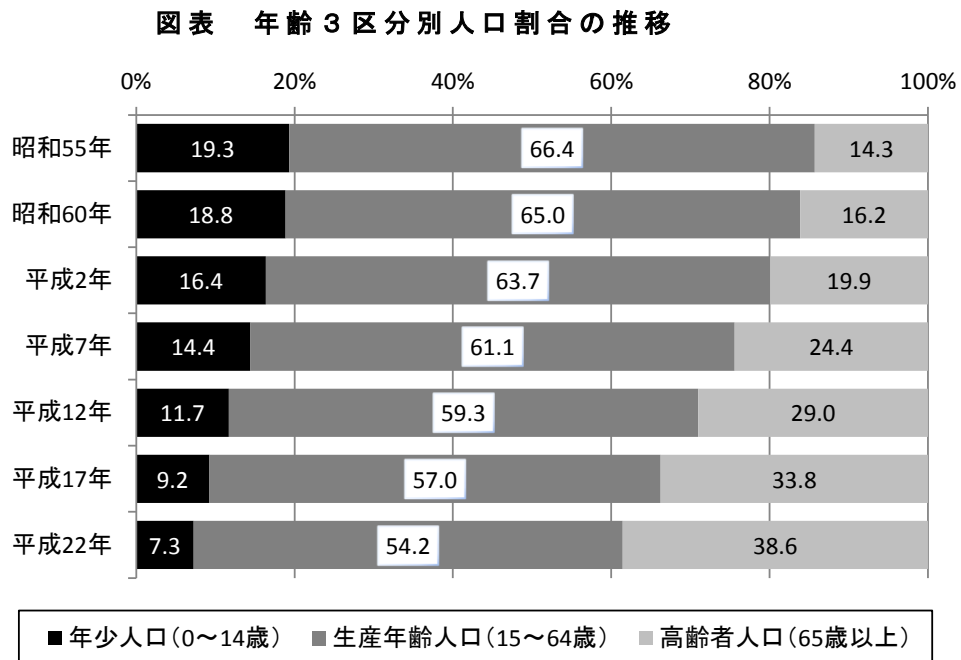
## 1. 人口・世帯の状況

### (1) 人口構造

吉野町の人口は減少傾向にあり、平成22年に8,642人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）



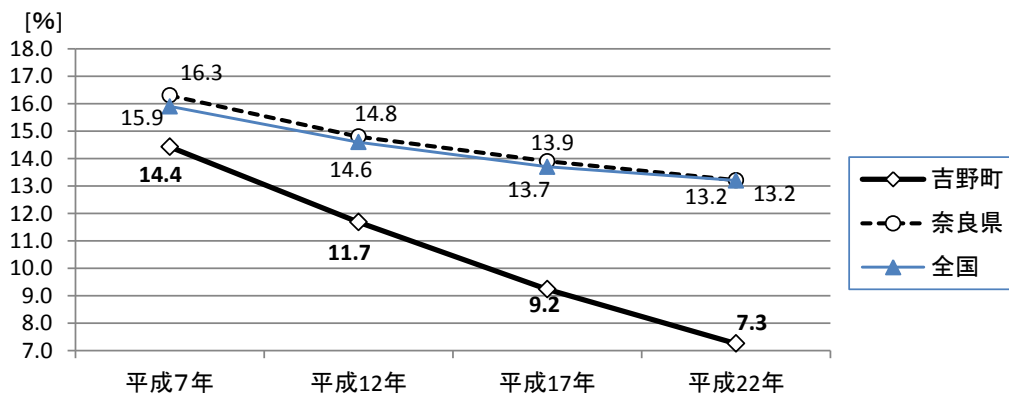
資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) 子ども数等の状況

吉野町の年少人口割合について国勢調査結果でみると、平成7年より低下が続いています。国や県に比べて、低い値で推移しています。

住民基本台帳より年齢5歳階級別にみると、平成23年時点で、「0～4歳人口」は186人、「5～9歳人口」は179人、「10～14歳人口」は264人となっています。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 年齢5歳階級別人口

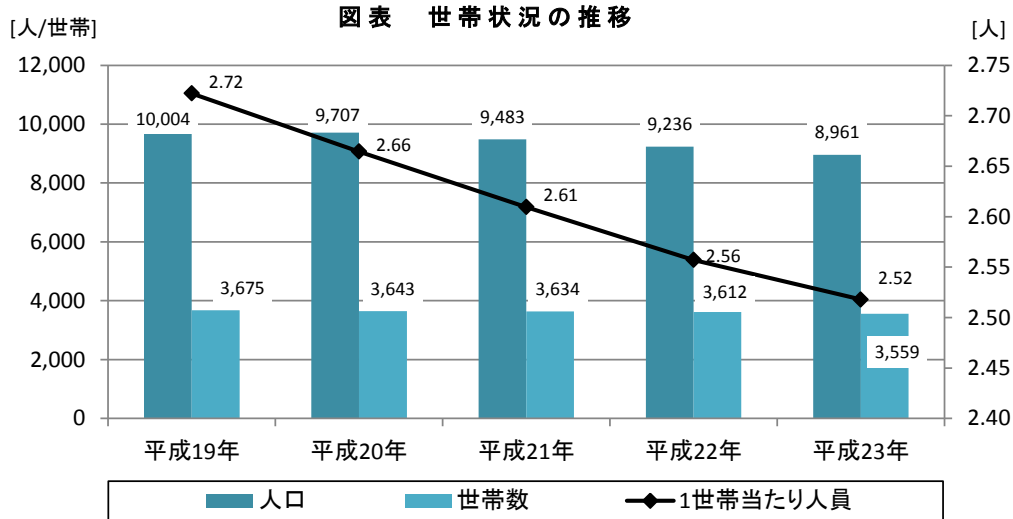
年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4	97	89	186	55～59	370	372	742
5～9	90	89	179	60～64	451	482	933
10～14	126	138	264	65～69	317	361	678
15～19	189	180	369	70～74	345	372	717
20～24	219	196	415	75～79	329	404	733
25～29	192	200	392	80～84	248	393	641
30～34	180	171	351	85～89	141	257	398
35～39	185	171	356	90～94	28	136	164
40～44	171	197	368	95～99	13	38	51
45～49	208	236	444	100～	0	6	6
50～54	268	306	574	合計	4,167	4,794	8,961

資料：住民基本台帳（平成23年3月31日）

### (3) 世帯の状況

吉野町の世帯状況を住民基本台帳の推移でみると、人口、世帯数、1世帯当たり人員それぞれが減少傾向にあります。

また、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、世帯数・構成比ともに減少傾向にあり、平成22年の構成比においては国、県よりも下回っています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

**図表 子どものいる世帯の推移**

	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成12年 →平成17年 の伸び率 [%]	平成17年 →平成22年 の伸び率 [%]
	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]		
一般世帯総数	3,624	100	3,358	100	3,165	100	-7.3	-5.7
6歳未満の子どもがいる世帯	293	8.1	191	5.7	147	4.6	-34.8	-23.0
核家族世帯	128	3.5	86	2.6	62	2.0	-32.8	-27.9
その他の親族世帯	165	4.6	105	3.1	84	2.7	-36.4	-20.0
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どもがいる世帯	950	26.2	672	20.0	500	15.8	-29.3	-25.6
核家族世帯	334	9.2	271	8.1	228	7.2	-18.9	-15.9
その他の親族世帯	616	17.0	401	11.9	269	8.5	-34.9	-32.9
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	3	0.1	0.0	0.0

資料：国勢調査（各年10月1日）

**図表 子どものいる世帯（平成22年）**

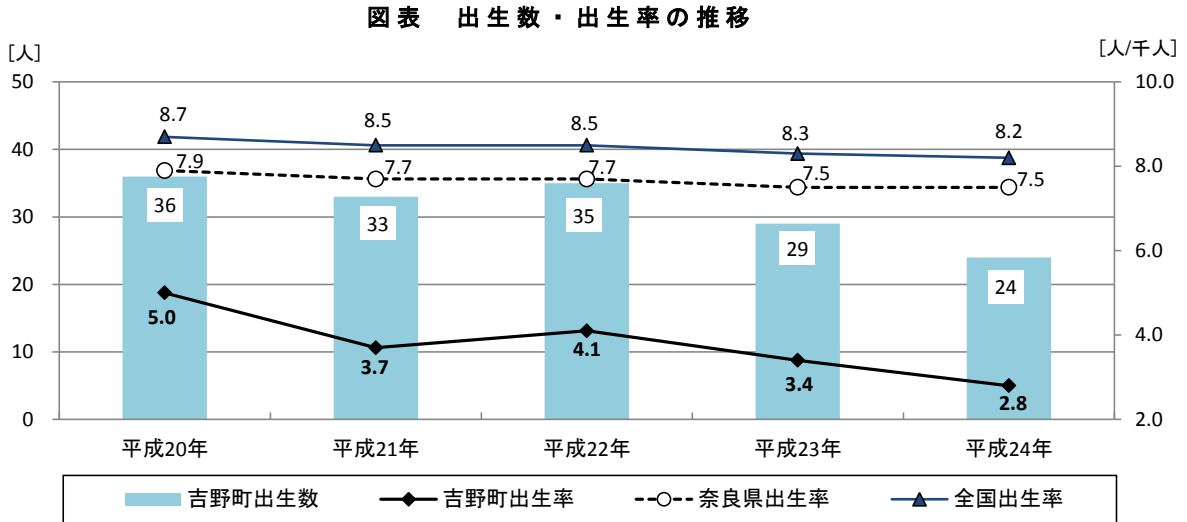
	吉野町	奈良県	全国
一般世帯総数 [世帯]	3,165	522,600	51,842,307
6歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	147	50,747	4,877,321
(構成比 [%])	4.6	9.7	9.4
18歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	500	132,131	11,989,891
(構成比 [%])	15.8	25.3	23.1

資料：国勢調査（各年10月1日）



#### (4) 出生数・出生率の推移

吉野町の近年の出生数をみると、平成20年には36人でしたが、減増を経て平成24年に24人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は2.8パーミルとなっており、国や県よりも低い値で推移しています。

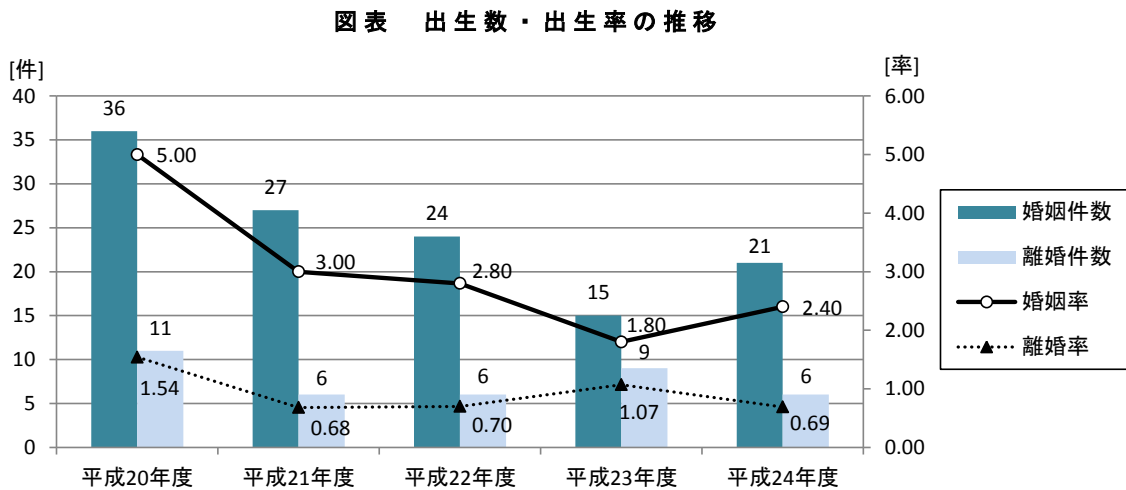


資料：人口動態統計

・ 合計特殊出生率の推移

#### (5) 結婚の状況

吉野町の婚姻の状況は、平成24年度、結婚が21件、離婚が6件となっています。



資料：人口動態統計

## 2. 就労の状況

### (1) 労働力状態

平成 22 年の国勢調査によると、吉野町の労働力人口は、8,015 人で、うち男性が 58.5%、女性が 41.5%となっています。平成 12 年から 17 年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しており、その伸び率は男性が -15.09%であるのに対し女性は-11.86%と、女性のほうが高くなっています。また、平成 17 年から平成 22 年にかけては、労働力人口は全体として減少しており、男性の伸び率-17.12%に対して、女性の伸び率-13.24%と、女性のほうが高くなっています。

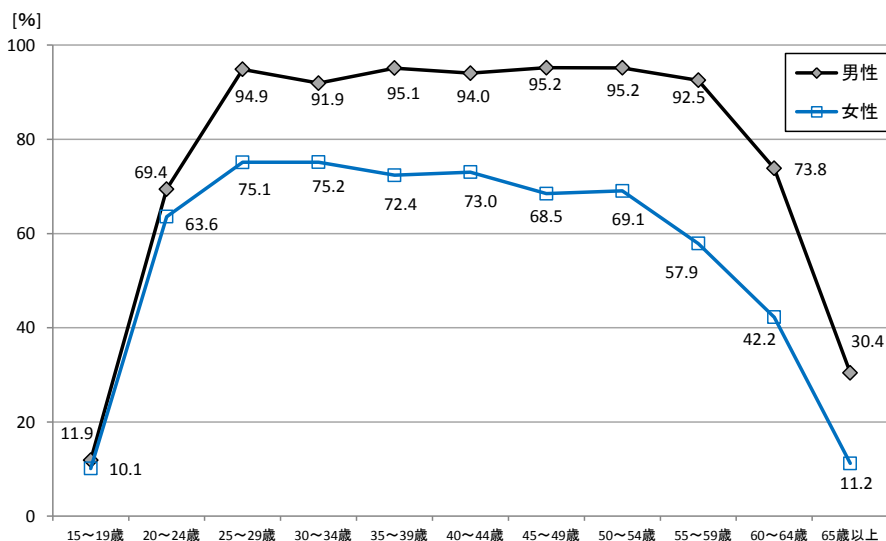
図表 労働力人口

		平成 12 年 (2000 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 12 年 →17 年 の伸び率 [%]	平成 17 年 →22 年 の伸び率 [%]
		実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]		
15 歳以上人口	総数	9,989	100	9,062	100	8,015	100	-9.28	-11.55
	男性	4,642	46.5	4,203	46.4	3,687	46.0	-9.46	-12.28
	女性	5,347	53.5	4,859	53.6	4,328	54.0	-9.13	-10.93
労働力人口	総数	5,402	100	4,656	100	3,932	100	-13.81	-15.55
	男性	3,268	60.5	2,775	59.6	2,300	58.5	-15.09	-17.12
	女性	2,134	39.5	1,881	40.4	1,632	41.5	-11.86	-13.24

資料：国勢調査

吉野町の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が 9 割台となっています。一方、女性では、35～39 歳で労働力率が 72.4%に低下したのち増減を経て、50 歳以上でさらに低下していきます。また、40 歳以上では 40～44 歳の 73.0%が最も高い労働力率となっていますが、30～34 歳の 75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（2010 年）



資料：国勢調査 2010 年より算出

図表 年齢階級別女性労働力率の比較  
(2010年)

	吉野町	全国
合計	37.7	47.0
15 から 19 歳	10.1	14.9
20 から 24 歳	63.6	66.0
25 から 29 歳	75.1	72.4
30 から 34 歳	75.2	64.7
35 から 39 歳	72.4	64.0
40 から 44 歳	73.0	68.4
45 から 49 歳	68.5	72.2
50 から 54 歳	69.1	70.5
55 から 59 歳	57.9	61.8
60 から 64 歳	42.2	45.7
65 歳以上	11.2	14.1

資料：国勢調査

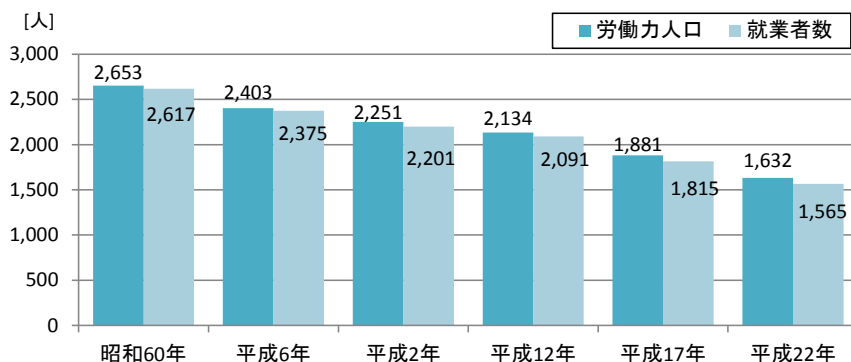
女性労働力率を、全国と比較すると、吉野町 37.7%、全国 47.0%と、全国に比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、30歳から44歳の労働力率が全国と比べて高くなっている一方、45歳以上の労働力は全国と比べ低くなっています。

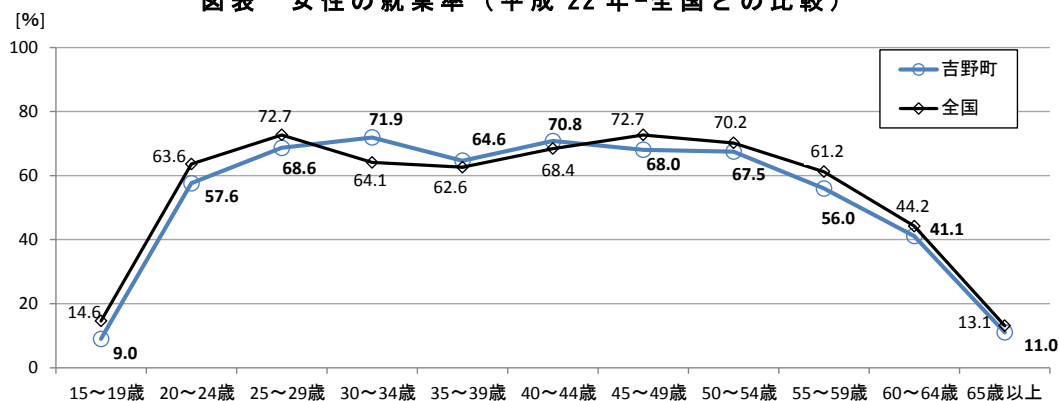
## (2) 女性の就業状況

吉野町の女性の労働力人口、就業者数はともに減少傾向で推移しています。また女性の就業率を年齢階級別にみると、子育て期に低くなるM字型カーブを描いていますが、国に比べて吉野町では「30～34歳」が高くなっています。

図表 労働力人口と就業者数



図表 女性の就業率（平成22年-全国との比較）



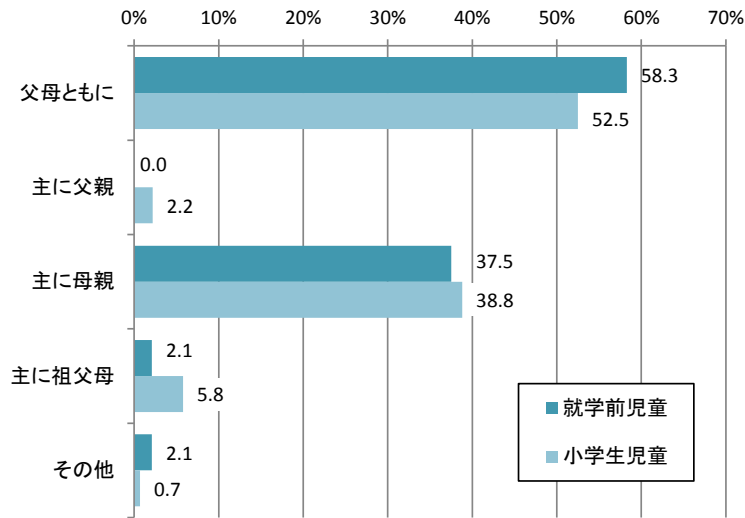
資料：国勢調査

# (主な予定掲載事項)

## 3. ニーズ調査結果の概要

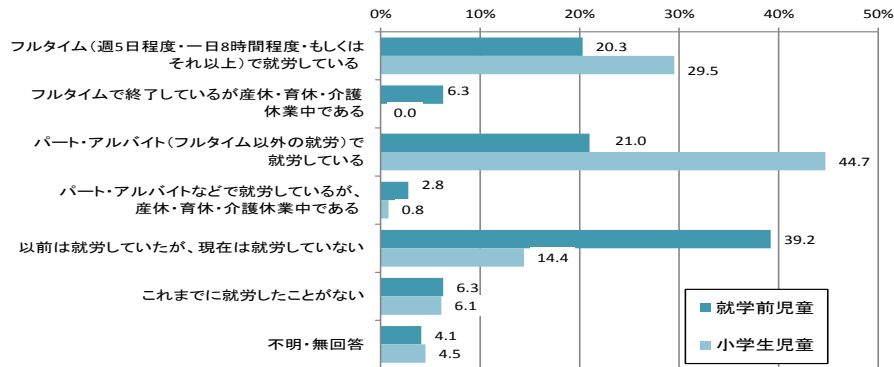
ニーズ調査結果による町の子ども子育てを取り巻く現状や課題を記載します。

### ■子どもの子育て(教育含む)を主に行っている人

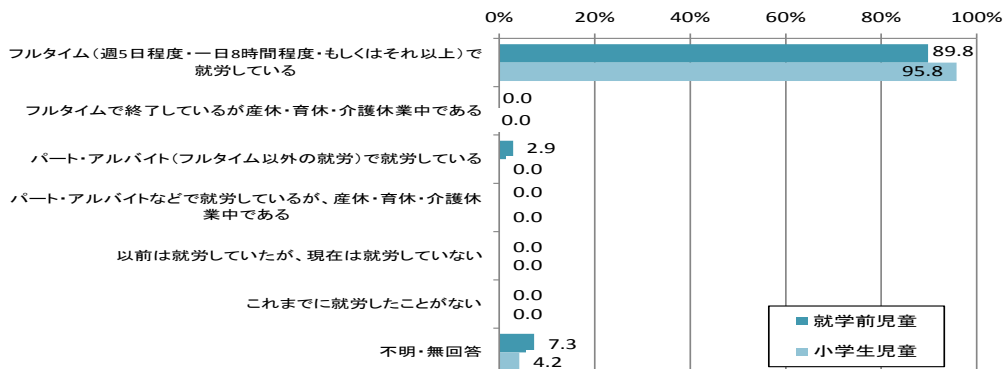


### ■保護者の就労状況(単数回答)

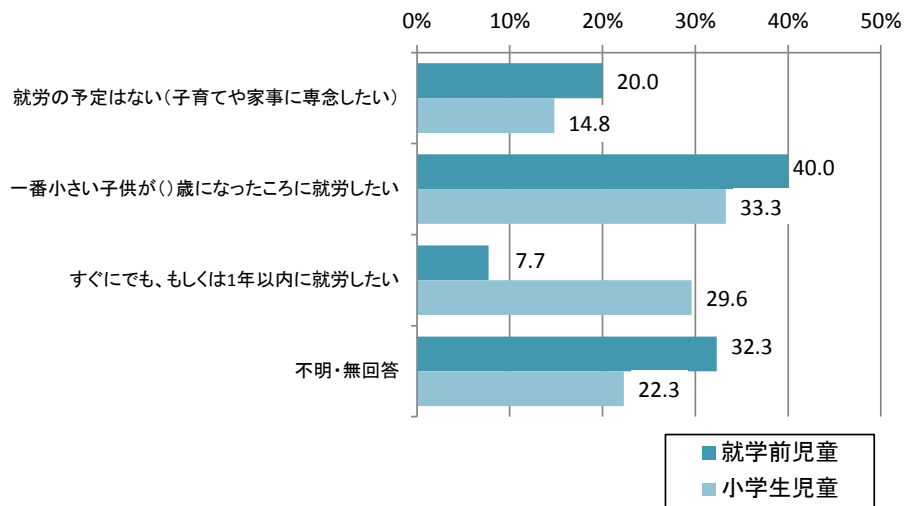
#### 母親



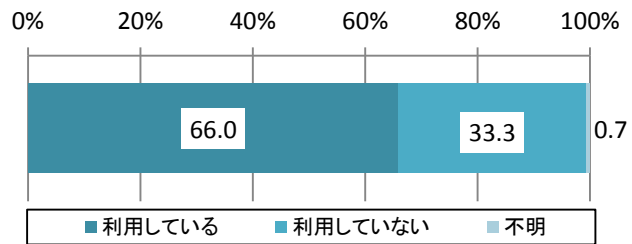
#### 父親



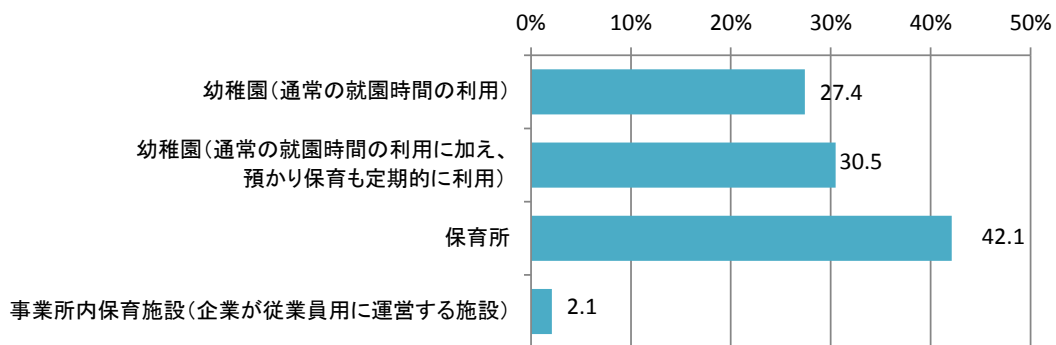
■ 現在はたらいっていない保護者の就労についての希望（単数回答）



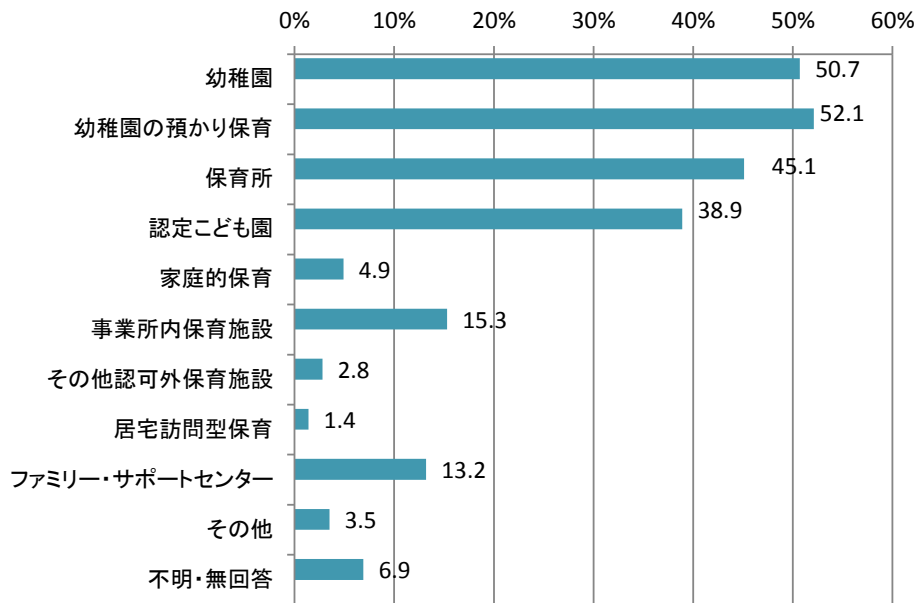
■ 定期的な幼稚園・保育所などの利用有無（就学前児童）



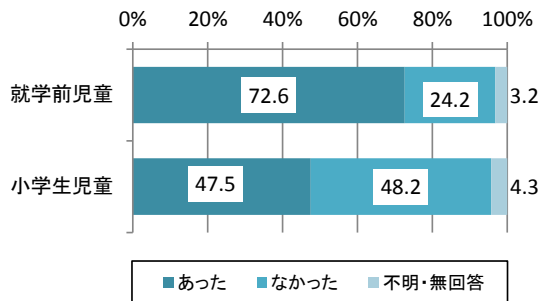
■ 利用している事業（複数回答）（就学前児童）



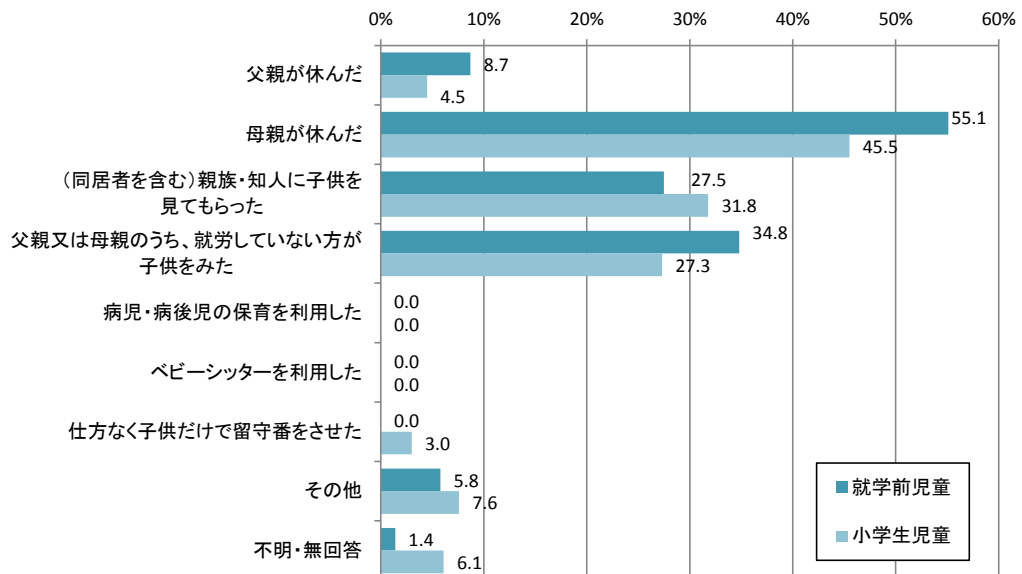
■ 定期的に利用したい平日の教育・保育事業（複数回答）



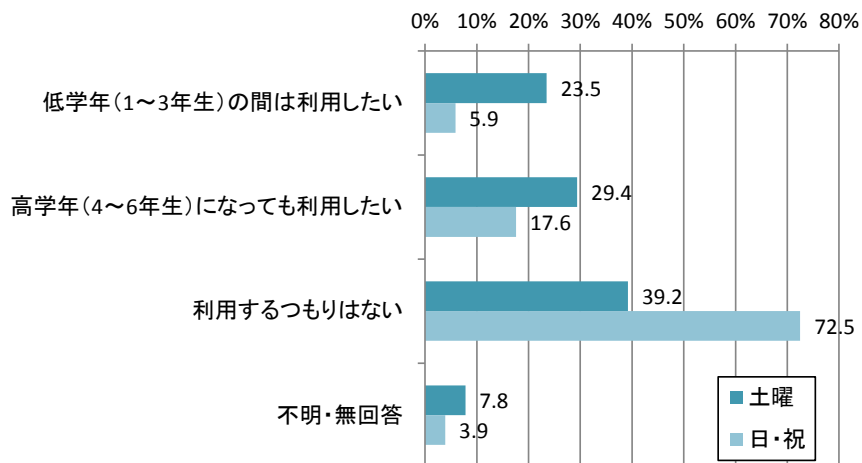
■ この一年間に病気やケガで学校を休んだこと



■ 対処方法（複数回答）



## ■土曜・日曜・祝日の学童保育所の利用希望（小学生児童）



### 4. 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援行動計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況を記載します。

## 第4章 施策の展開

(未定)

町内の子育て関連施策について、体系に沿って記載します。

記載例は次ページのイメージを想定します。

- ・ 目標—課題—施策の体系に沿って事業を記載する。
- ・ 課題ごとに「町の現状と課題」を簡潔に記載する。
- ・ 課題には必要に応じてニーズ調査結果などを引用する。



## 掲載のイメージ

### 基本目標 1 子育てを支援する地域づくり

#### 主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

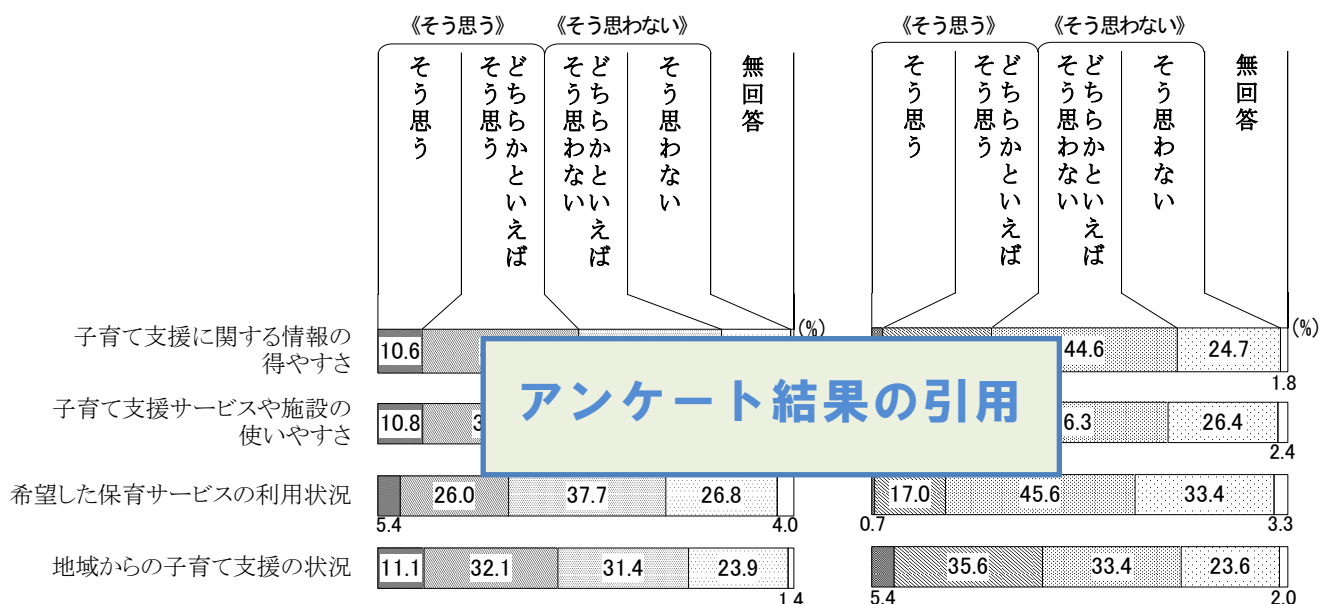
- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 町では、「子どもたちを育むための環境を整え、地域子育て支援センター、子育てひろば、幼稚園・保育園と連携し、子育て支援センター、子育て支援会を通じて子育て家庭への支援に努めていく」として取り組んでいます。
- 実態調査の結果をみると、「情報の得やすさ」、「サービスや施設の使いやすさ」、「地域からの子育て支援」などの町内の子育て環境については、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- サービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

#### 課題の提示

#### 町内の子育て環境について

【就学前児童 n=(719)】

【小学校児童 n=(542)】



#### アンケート結果の引用

施策の方向①地域ぐるみの子育て支援

ショートステイやファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援体制を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
1) ショートステイ(子育て短期支援事業)	社会的な理由で家庭での子どもの養育が一時的に困難になったときに、お子さんを預かります(宿泊を伴う)。年齢別となっている料金設定や兄弟の利用、連泊する場合の利用料の軽減などが必要となっています。定員数については、利用数の推移を見て判断していきます。	充実	子育てグループ
2) トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となる家庭で、子どもを預かる。現在はシ、今後、ニーズを、含め検討します。	新規	子育てグループ
3) ファミリー・サポート・センター	育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。提供(協力)会員に比べて依頼(利用)会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。	継続	子育てグループ

事業概要の記載

施策の方向②情報提供と相談活動の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、町の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等

## 第5章 計画の目標値等

(未定)

### 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

- ・ 子ども・子育て支援給付  
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・ 地域型保育給付  
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### 教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

- ・ 各年度における教育・保育の量の見込み  
各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・ 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。



## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期（必須記載事項）

・利用者支援事業	・時間外保育事業
・放課後児童健全育成事業	・子育て短期支援事業
・乳児家庭全戸訪問事業	・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業	・一時預かり事業
・病児保育事業	・子育て援助活動支援事業
・妊婦健診	・実費徴収にかかる補足給付を行う事業
・多様な主体の参入促進事業	

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</li> <li>・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> </ul>
--

#### (ア) 時間外保育事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

#### (イ) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

#### (ウ) 子育て短期支援事業

(単位：人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

(エ) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差(②-①)	—					

(オ) 一時預かり事業

■ 幼稚園の預かり保育

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差(②-①)	—					

■ 2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差(②-①)	—					

■ その他

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差(②-①)	—					

(カ) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差(②-①)	—					

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	－					
差（②－①）	－					

(ク) 利用者支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	－					
差（②－①）	－					

(ケ) 妊婦健診

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	－					
差（②－①）	－					

(コ) 乳児全戸訪問事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	－					
差（②－①）	－					

(サ) 養育支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	－					
差（②－①）	－					

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方

## **第6章 計画の推進**

### **(未定)**

#### **1. 推進体制の充実**

##### **(1) 庁内における各部署の連携強化**

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

##### **(2) 関係機関や町民との協力**

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、こども家庭相談センターなどの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

##### **(3) 国・県との連携**

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



## 2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「吉野町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

